

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社三重設計と労働者の過半数を代表する者の協定の当事者は、労働者派遣法第 30 条の 4 条 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で 機械開発技術者の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象の従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件をみたした別表のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 5 年 8 月 29 日付職発第 0829 第 1 号「令和 6 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 条 1 項第 2 号のイに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）の「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」に定める「073 機械開発技術者」とする。
- (2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、通達に定める「地域指数」の「愛知県」の指数を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表のとおりとする。

- (1) 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- (2) 各等級の職務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする。
- A ランク：10 年
- B ランク：5 年
- C ランク：3 年
- D ランク：0 年
- 2 第 8 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1～3% の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜、休日労働手当は、法律の定めにしたがって支給する。

割増賃金 = (基本給 + 能力手当) ÷ 給与計算基準時間 × 割増賃金率 (円/時間)

※小数点以下四捨五入、五円単位とする

時間外労働 1 か月 60 時間以下の場合	30%
時間外労働 1 か月 60 時間を超える場合	50%
深夜労働 22:00～5:00	30%
休日労働	50%
1 か月 60 時間以下の時間外労働かつ深夜労働	60%
1 か月 60 時間を超える時間外労働かつ深夜労働	80%
休日労働かつ深夜労働	80%

- 第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、当該額を72円（時給換算額）とする。
- 第7条 対象従業員の退職手当は、退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、当該額を別表1に定める額に5%を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする。

（賃金の決定に当たっての評価）

- 第8条 基本給の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、追加の手当の範囲を決定する。
- 2 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、賃金規定 第11条に定める方法を準用し、その評価に基づき、賞与額を決定する。

（賃金以外の待遇）

- 第9条 教育訓練、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

（教育訓練）

- 第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

（その他）

- 第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

- 第12条 本協定の有効期限は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

令和6年3月25日

株式会社三重設計

代表取締役 濱中 弥



労働者の過半数を代表する者の協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）に
選出方法（投票による選挙）

設計部課長 鳥居 宏好

